

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定その他所要の改正を行います。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。